

私道復旧事業

補助対象及び補助金の額

補助金交付対象	補助額
生活道路として次に掲げる要件を全て満たす私道において、令和6年能登半島地震に起因する私道被害等に対し、当該私道を管理する自治会又は集落等が行う復旧工事（工事に関する調査及び設計を含む） 1. 一般交通の用に供していること 2. 公道に接続すること 3. 幅員がおおむね一・八メートル以上であること 4. 所有者の異なる住宅が連担して二戸以上建ち並んでいること 5. 自治会又は集落等で維持管理していること	対象工事の実額に3分の2を乗じて得た額（ただし、1,200万円を限度とする。） ※千円未満切り捨て
対象工事の施工範囲は、私道被害等のうち2戸以上の住宅が利用する部分とする。 対象工事は、補助金の交付の申請をした日から起算して一年以内に完了するものとする。	

提出書類

【申請】

- ・私道復旧補助金交付申請書
- ・私道復旧事業実施計画書
- ・工事対象土地に係る公図の写し
- ・工事対象土地に係る登記事項証明書又は登記事項要約書
- ・位置図
- ・被災状況が確認できる写真
- ・見積書の写し
- ・私道の所有者の状況により、承諾書および同意書

【工事着工】

- ・私道復旧事業着工届

【工事完了後】

- ・私道復旧事業完了届
- ・精算報告書
- ・請負契約書等の写し
- ・写真（工事工程及び竣工状況が確認できるもの）
- ・支払を証する書類の写し
- ・私道復旧補助金交付請求書